

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

弁護士遠藤誠。「正法眼藏隨聞記入門」の第六巻で、当時の依頼人である古河市の本屋、梅善商店の中村社長の話の途中で筆を折られました。遠藤誠がどんな人物だったのか、話の続きを聞きたい。

辿り着いたのが境町の梅善商店という本屋。別人でしたが古河市の文具店の「くりつぶ」が、本屋だった旧梅善商店ということを伺いました。後を継いだ息子さんに会えました。その頃大学生で駅に来る遠藤弁護士の送り迎えをしたそうです。最高裁での勝訴。仏教の話だけの毎年の年賀状。遠藤誠に会えた気がします。合縁奇縁です。

私の書棚より

○私たちは日々、何者かによって私たち自身の生き方や考え方を「しつけられている」のではないか。特にここ数年、その傾向がとみに強まってきた感じだ。

○人間には道具次第でどのようにも変わってしまう面がある。しかも強烈すぎる道具によって動員された意志が高揚させていく群集心理は、時にコントロール不能になりかねない危険がつきまとふ。

「国民のしつけ方」
斎藤貴男著 インターナショナル新書

税務アンテナ

□賃貸不動産を譲渡する場合、買主には賃貸不動産とともに敷金や保証金の返還債務も引き渡すことになります。

売買契約書において、敷金、保証金の精算は別に行われる場合には、契約書に記載された譲渡代金が売主の不動産譲渡価額となり、買主の不動産取得価額となります。

また、売買契約書において、譲渡代金の決済のみで敷金、保証金の精算を行わない場合や敷金、保証金と相殺後の金額を譲渡価額とする場合には、譲渡代金や譲渡価額に敷金、保証金を加算した金額が売主の不動産譲渡価額となり、買主の不動産取得価額となります。

□おおむね 10 年以上の勤務年数の永年勤続者に対して支給する記念品は、一種の儀礼的な給付であるため、社会通念上相当と認められるものについては、給与として課税しないこととされています。

また、同一の永年勤続者でも、おおむね 5 年ごとに表彰する場合の記念品については、課税されないことになっています。

ただし、金銭や商品券で支給する永年勤続者の表彰金については、すべて給与所得として課税する必要があります。また、旅行クーポン券を支給した場合には、実際に旅行に充当されたことを確認できれば、課税されないことになっています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽に問い合わせ下さい。

7月の税務スケジュール

10日	○ 6月分の源泉所得税の納付 ○ 特例適用者の 1~6 月分の源泉税の納付
15日	○ 所得税予定納税の減額申請 (休日につき 17 日)
31日	○ 固定資産税(第 2 期分)納付 ○ 5月決算法人の確定申告 ○ 所得税予定納税(第 1 期分) 納付

31日	○ 11月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 8月、11月、29年2月決算 法人の消費税中間申告 ○ 7月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	---

今月の贈る言葉『熱意を失ってしまった人ほど年老いた人はいない』 by ソロー